

# 要 望 書

2003年8月21日

社団法人 日本薬剤師会 御中

## 全国薬害被害者団体連絡協議会

代表世話人 花 井 十 伍

MMR（新3種混合ワクチン）被害児を救援する会

大阪HIV薬害訴訟原告団

京滋筋短縮症の会

財団法人 いしずえ（サリドマイド福祉センター）

財団法人 京都スモン基金

薬害ヤコブ病被害者・弁護士全国連絡会議

陣痛促進剤による被害を考える会

スモンの会全国連絡協議会

東京HIV訴訟原告団

薬害肝炎全国原告団

貴薬剤師会におかれましては、国民の健康・医療改善のため、努力されていることに敬意を表します。私たち全国薬害被害者団体連絡協議会は、行政改革で提起されている大衆薬のコンビニエンスストア等で、薬剤師を介さずに購入できる制度に反対するものです。

私たち薬害被害者は以下に述べるように、現在の小泉内閣提案の安易ともいえる「行政改革」に対し、薬害被害者の立場から、一定の危惧感を抱いています。

私たちの見解は、厚生労働大臣宛「医薬品販売規制緩和に関する緊急要望書（末尾添付）」のとおりです。

三師会中、貴薬剤師会の会員薬剤師は、医療機関においては、患者に対する

医薬品の窓口であり最終届け口である重要な職責を担う方々です。薬剤師が医師等の他医療者とともに安全に医薬品の使用されるよう眼を光らせ、また、行政に対しても患者に直接接する立場からの医薬品安全監視行政の危機管理の在り方を主張することこそ、医薬品の副作用被害ないし薬害被害を防ぐ幾重かの防波堤の一つとなることだと考えます。

この度の、改革提起は、事故防波堤を撤去する・あるいは低く削り落とすことに等しいものです。

さらに、国際的な製薬大企業の販売戦略は、ともすれば患者の生命・健康・生活を疎かにしがちです。患者本意、あるいは患者主体の医療という考えが盛んに叫ばれているのは、こうしたものに対する不信から生じています。

貴薬剤師会におかれましては、患者の生命・健康・より良き生活に寄与するべく、独自の資格を活かし、自らの資格を販売本意に奪われず、かつ他の影響に左右されずに薬剤管理の中核として貢献していただきたく下記のとおり要望します。

また併せて、これら要望に関連して、貴薬剤師会と全国薬害被害者連絡協議会との意見交換の場を求めたく、開催方申し入れいたします。

## 記

### 要望事項

- 1．医薬品販売については、必ず薬剤師を介して患者に提供をして下さい。
- 2．医薬品管理について、独自の姿勢から安全管理・監視に励み、薬害及び医療事故を防ぐ立場を率先して励行して下さい。
- 3．医薬分業により、調剤薬局等での患者への説明やプライバシー配慮に関する国民の期待は大きくなっています。こうした期待に応えるべく、薬剤師の質的向上やプライバシーを確保できる投薬指導室の整備、IT化の推進などを早急に進めてください。

- 4．薬学教育及び薬剤師育成・研修において、薬害被害者の体験を聞く機会を設け、全人教育の充実に努め、薬害再発防止に率先して役割を担う人材育成に努めてください。
- 5．日用雑貨品等も併せて販売する薬局においては、会計を医薬品と他の商品とに分け、薬剤師が適切な指導をして販売できる体制にしてください。
- 6．一般医薬品販売について、回収情報確認や医薬品副作用被害救済制度利用がしやすいように、患者に対して領収書を必ず交付してください。

以 上

添付資料（緊急要望書写）

## 医薬品販売規制緩和に関する緊急要望書

2003年6月20日

厚生労働大臣  
坂口 力 殿

全国薬害被害者団体連絡協議会  
代表世話人 花井十伍

私たちは下記の理由により、医薬品が専門家の十分な説明の下販売される体制整備を要望致します。また、誤った規制緩和政策により、専門家が常駐しない小売店での医薬品販売及び医薬品の安易な医薬部外品指定拡大に反対します。

### 記

私たち薬害被害者は、筆舌尽くしがたい薬害被害の体験から、二度と同様の悲劇を繰り返して欲しくないとの思いで「薬害根絶」を訴えてきました。

これまで、薬害及び医薬品による健康被害の拡大は、有効性を大きく上回った危険な医薬品が製造され、認可販売される事によって繰り返されてきました。

他方、こうした医薬品の他にも、用法用量のみならず併用禁忌や併用注意など、十分患者に説明されることなく投薬、販売された医薬品による薬害被害拡大や医薬品による副作用被害拡大も重大な問題として認識されてきました。

規制改革は、消費者主権の原則によって行われるべきであり、医薬品に関する消費者主権は、まず、消費者の選択に介在する、医師、薬剤師などの専門家がその専門家としての責任を十分果たす体制が前提となります。これまで、医薬品を投与する医療機関や販売する薬局が、その専門性を十分駆使することなく、医薬品の最終消費者である患者の利益が損なわれてきました。

前国会で成立した、医薬品の安全性に関連する法律（改正薬事法、独立法人医薬品医療機器総合機構法、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律）においても、繰り返される薬害の反省にたって、専門家や関係者の責任が強化されています。専門家が責任を果たしていない事を理由に、専門家は不要であるとの論理は、この流れに逆行するばかりか、本末転倒と言うべきものです。

信頼できる薬剤師のいる薬局、信頼できる医師のいる病院を、患者が自由に判断、選択できるための情報公開や体制整備を行う事こそが本当の意味での規制緩和であり、消費者主権だと考えます。

以上